

夜間休日対応に関する三者間覚書

[医療機関]（以下「甲」という。）、甲の委託を受けて甲の施設で医薬品・医療機器等の管理を受託する業者（以下「受託業者」という。）及び[販売業者]（以下「乙」という。）は、乙が取り扱う医療機器等（以下「本製品」という。）の夜間休日における対応（以下「夜間休日対応」という。）に関し、基本的事項を定めるため、以下のとおり、本覚書を締結する。

第1条（総則）

- 1 「夜間休日対応」とは、第2条に定める「夜間休日配送」及び「夜間休日呼出し等」のことをいう。
- 2 本覚書に定める事項は、本覚書の有効期間中に甲と乙の間に行われる本製品の夜間休日対応の全てに、共通に適用される。

第2条（夜間休日対応の定義）

- 1 「夜間休日配送」とは、甲が乙に対し、夜間休日（第3条第1項に定義。）に本製品を配送するよう依頼しこれに応じて配送を行うことをいう。
- 2 「夜間休日呼出し等」とは、甲が乙に対し、夜間休日に本製品の使用方法について説明すること、手術・検査時等に院内で待機すること、若しくは手術・検査時等に技術支援を行うことを依頼し、又は本製品の不具合があるときに夜間休日に対応を求め、乙がこれに応じ、甲に赴き対応すること及び通信回線を使用しての遠隔対応をいう。

第3条（夜間休日の定義と夜間休日対応費）

- 1 本契約において、「夜間」とは、平日の午後[●]時以降翌日午前[●]時までの時間をいい、「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日をいうものとし、両者を合わせて「夜間休日」という。
- 2 甲は、乙が行った夜間休日対応に対し第3項に定める夜間休日対応費を第5条の定めに従って支払う。
- 3 夜間休日対応費は、夜間休日配送の場合、(例①：[1配送●円]、例②：[対応に要した人数に応じて、対応人数1名1配送につき●円])とし、夜間休日呼び出し等の場合、(例①：[1対応●円]、例②：[対応に要した人数と時間に応じて、対応人数1名1時間につき●円])とする。
- 4 乙は、夜間休日対応を行った日時及び対応内容を記録し、甲に報告する。

第4条（甲による受託業者への委託）

- 1 甲は、本覚書に基づく夜間休日対応の管理を受託業者に委託する場合は、受託業者に

おける本覚書担当者の氏名及び連絡先を明記した上で、乙に対し書面による通知を行わなければならない。

- 2 甲から乙に前項の通知がなされた場合、受託業者は甲から本契約に定める事項の全てについて甲を代理する権限を付与されたものとみなされ、乙が受託業者に対して行った行為は甲に対して行ったものとみなされる。甲は、受託業者の代理権限を限定する場合は、乙に対する書面に明記するものとする。
- 3 甲が受託業者を介さず乙に対して直接発注した場合は、乙は甲に対して直接本覚書の履行を行うことができる。

第5条 (代金の支払い)

乙は、毎月●日に、乙から甲に対して行われた夜間休日対応費の代金総額を集計し、甲に請求書を発行する。甲は、当該請求書記載の方法に従い、夜間休日対応費の代金を乙に支払う。なお、甲は、請求書の発行及び/又は支払いを受託業者を通じて行うことを希望する場合は、乙との間で支払い方法について別途合意するものとする。

第6条 (法令遵守)

甲及び乙は、薬機法、医師法、医療法、独占禁止法、景品表示法、個人情報保護法、医療機器業公正競争規約、その他の関連法令及び業界団体自主ルールを遵守し、公正かつ適正な事業活動を行う。

第7条 (不可抗力)

各当事者は、天災地変その他の不可抗力により本覚書の履行が不能となり、又は遅延した場合には、相手方に対して責を負わない。

第8条 (秘密保持)

- 1 甲及び受託業者並びに乙は、本覚書及び個別契約の履行により知り得た相手方に関する営業上又は技術上の情報(以下「秘密情報」という。)を本覚書及び個別契約の目的以外のために使用してはならず、また相手方の書面による同意なく、第三者に開示してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受けた時点で既に保有していた情報。
 - (2) 開示を受けた時点で既に公知となっていた情報。
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得した情報
- 3 本覚書が終了した場合又は相手方から返還を求められた場合は、甲、受託業者又は乙は、相手方に対し、秘密情報が表示、記載又は記録された書面、写真及びデータその

他一切の資料(複写物及び複製物を含む。)を直ちに返還する。返還が不可能又は困難な場合には、相手方の指示に従って当該資料を消去又は破棄するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、甲、受託業者及び乙は、法令等により行政機関、裁判所、金融商品取引所その他の公的機関から開示を要求された場合、秘密情報を開示することができる。但し、この場合、法令等に違反しない限り、開示前に相手方にその旨を通知し、開示の範囲が限定されるよう合理的な努力を行うものとする。

第9条 (契約期間)

本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から[1]年間とし、契約期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し何らの申し出がないときは、本覚書は同一条件をもってさらに1年間更新されるものとする。

第10条 (解除)

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要することなく直ちに本覚書及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 手形又は小切手の不渡りその他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (2) 仮差押え、差押え、強制執行若しくは担保権の実行として競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (3) 監督官庁より営業許可の取消し又は営業停止処分その他重大な行政処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更正手続、特別清算手続又はこれらに類する倒産手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき。
 - (5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき。
 - (6) 重大な法令違反を犯したとき。
 - (7) その他前各号に準じる事由により甲乙間の信頼関係が著しく損なわれたとき。
- 2 甲及び乙は、相手方が本覚書又は個別契約に違反し、相手方に対して相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内にこれが是正されないときは、本覚書又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。疑義を避けるため、受託業者による本覚書又は個別契約の違反は、甲の違反とみなされる。

第11条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び受託業者並びに乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本覚書又は個別契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、本覚書又は個別契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲若しくは受託業者を一方当事者とし、乙を他方当事者として、いずれかの当事者について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本覚書又は個別契約を解除することができる。
 - ア 前項第(1)号又は第(2)号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項第(3)号の確約に反し本覚書又は個別契約を締結したことが判明した場合
 - ウ 前項第(4)号の確約に反した行為をした場合
- 3 甲及び乙は、相手方（甲については受託業者を含む）が本覚書又は個別契約に基づく義務の履行のために利用した第三者が反社会的勢力であると合理的に判断したときは、相手方に当該第三者との関係を速やかに解消することを要求し、相当期間内に当該関係が解消されたことの証明がない場合には、本覚書又は個別契約を解除することができる。
- 4 第2項又は前項の規定により本覚書又は個別契約が解除された場合には、解除された当事者は、その相手方に対し、解除によって生じた損害を賠償するものとする。
- 5 第2項又は第3項の規定により本覚書又は個別契約が解除された場合、解除された当事者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第12条（準拠法・管轄）

本覚書及び個別契約の準拠法は日本法とし、本覚書又は個別契約に関連して生じた紛争については、●●地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本覚書に定めのない事項又は本覚書の規定の解釈につき疑義が生じた場合は、両当事者が誠実に協議し、その解決をはかるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書3通を作成し、各自記名押印又は署名のうえ、各1通を保管する。

●年●月●日

甲：[住所]

[医療機関名]

[代表者名]

受託業者：[住所]

[社名]

[代表者名]

乙：[住所]

[社名]

[代表者名]